

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	立案基礎文書（一の項イ）	基本方針、基本計画、条約その他の国際約束	20年	移管
			立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	開催経緯、諮問、議事概要・議事録、配付資料、答申、提言		
			立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	状況調査、ヒアリング		
		(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	法制局提出資料、審査録		
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）	各省協議		
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及	5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文）、閣議請議書		
		(5)国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）	趣旨説明、答弁書、国会審議録		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	官報		
		(7)解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	ガイドライン		
		(8)法制執務業務支援システムの整備	法制執務業務支援システムに関する文書	法制執務業務支援システムへの掲載文書	3年	廃棄
2	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	立案基礎文書（一の項イ）	基本方針、基本計画、条約その他の国際約束	20年	移管
			立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	開催経緯、諮問、議事概要・議事録、配付資料、答申、提言		
			立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	状況調査、ヒアリング		
		(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	法制局提出資料、審査録		
		(3)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）	案、趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文、公募要領、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由		
		(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）	各省への協議案、各省からの質問・意見、各省からの質問・意見に対する回答		
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及	5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文）、閣議請議書、案件表、配付資料		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	官報 施行令公布裁可書（御署名原本）		
		(7)解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	逐条解説 ガイドライン 訓令 通達 告示 運用の手引		
		(8)法制執務業務支援システムの整備	法制執務業務支援システムに関する文書	法制執務業務支援システムへの掲載文書	3年	廃棄

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
3	省令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	立案基礎文書（一の項イ）	基本方針、基本計画、条約その他の国際約束	20年	移管
			立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	開催経緯、諮問、議事概要・議事録、配付資料、答申、提言		
			立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	状況調査、ヒアリング		
		(2)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）	案、趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文、公募要領、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由		
		(3)制定又は改廃	内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）	省令案 理由 新旧対照条文 参照条文		
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	官報		
		(5)解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	逐条解説 ガイドライン 訓令 通達 告示 運用の手引		
		(6)法制執務業務支援システムの整備	法制執務業務支援システムに関する文書	法制執務業務支援システムへの掲載文書	3年	廃棄
4	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）	質問主意書法制局提出資料	20年	移管（他省庁が主担当だった質問主意書については主管官庁から移管）
			閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）	質問主意書答弁案、質問主意書に関する閣議請議書、質問主意書に関する案件表、質問主意書に関する配付資料		
			答弁が記録された文書（四の項ハ）	質問主意書答弁書		
		(2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1から3の項及び4の項(1)に掲げるものを除く。）	立案基礎文書（五の項イ）	基本方針、基本計画、条約その他の国際約束		移管
			立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）	開催経緯、諮問、議事概要・議事録、配付資料、答申、提言		
			立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ）	状況調査、ヒアリング、任意パブコメ		
			行政機関協議文書（五の項ロ）	各省への協議案、各省質問・意見、各省質問・意見への回答		
			閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ）	基本方針案、基本計画案、白書案、請議書		
5	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	立案基礎文書（九の項イ）	基本方針、基本計画、条約その他の国際約束	10年	移管
			立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）	開催経緯、諮問、議事概要・議事録、配付資料、答申、提言		
			立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）	状況調査、ヒアリング		
			基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）	基準案		
			基準を地方公共団体に通知した文書（九の項ハ）	通知		

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
6	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申 最終答申 中間報告 最終報告 建議 提言	10年	移管
			立案の検討に関する調査研究文書（十の項）	状況調査 ヒアリング		
			意見公募手続文書（十の項）	審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由		
			行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）	基準案 指針案		
			行政手続法第六条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）	標準処理期間案		
		(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書 その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	審査案 理由	10年（国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。） ・国籍に関するもの
				開示請求書・開示決定書	開示決定等がされる日に係る特定日以後5年	
		(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書 その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分案 処分理由	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄
		(4)補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。以下同じ。）の交付に関する重要な経緯	交付の要件に関する文書（十三の項イ）	交付規則・交付要綱・実施要領 審査要領・選考基準	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書
			交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ）	審査案 理由		
			補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	実績報告書		

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ）	不服申立書・審査請求書 録取書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後 10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
			審議会等文書（十四の項ロ）	諮問 議事概要・議事録 配付資料 答申 建議 意見		
			裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）	弁明書 反論書 諮問書 意見書		
			裁決書又は決定書（十四の項ニ）	裁決・決定書		
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	訴状 期日呼出状	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
			訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）	答弁書 準備書面 各種申立書 口頭弁論・証人等調書 書証		
			判決書又は和解調書（十五の項ハ）	判決書 和解調書		
7	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申 最終答申 中間報告 最終報告 建議 提言	10年	移管
			立案の検討に関する調査研究文書（十の項）	状況調査 ヒアリング		
			意見公募手続文書（十の項）	意見公募要領 基準案・行政指導指針案 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由		
			行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）	基準案・行政指導指針案		
			行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）	標準処理期間案		

文化庁企画調整課 保存期間表

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
	(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書 その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	審査案 理由	10年（国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
			開示請求書・開示決定書	開示決定等がされる日に係る特定日以後5年	
	(3)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書 その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分案 処分理由	処分がされる日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等及び公益信託に関するもの
	(4)補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	交付の要件に関する文書（十三の項イ）	交付規則・交付要綱・実施要領 審査要領・選考基準	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの
		交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ）	募集通知 審査案 理由 交付内定 交付申請 交付決定 変更交付決定		
		補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	実績報告書 額の確定 補助金等の繰越関係		
	(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ）	不服申立書・審査請求書 録取書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
		審議会等文書（十四の項ロ）	諮問 議事概要・議事録 配付資料 答申、建議、意見 建議 意見		
		裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）	弁明書 反論書 諮問書 意見書		
		裁決書又は決定書（十四の項ニ）	裁決・決定書		

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	訴状 期日呼出状	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
			訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）	答弁書 準備書面 各種申立書 口頭弁論・証人等調書 書証		
			判決書又は和解調書（十五の項ハ）	判決書 和解調書		
8	職員の人事に関する事項	人事院規則で文書の保存期間を定める業務	諸手当認定簿	認定簿一式	届出に係る要件を具備しなくなった日から6年	廃棄
			人事院規則9-5（給与簿）第3条の出勤簿	出勤簿	作成の日から5年	
			人事院規則9-7（俸給等の支給）第13条の超過勤務命令簿	超過勤務命令簿	作成の日から5年3月	
			人事院規則9-93（管理職員特別勤務手当）第4条の管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿	管理職員特別勤務実績簿・整理簿	作成の日から6年	
			一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第6条第3項の申告の文書等	フレックスタイム制の申告簿	取得の日から3年	
			勤務時間法第6条第3項の割振りの文書等	フレックスタイム制の割振り	作成の日から3年	
			勤務時間法第13条の2第1項又は第15条第1項の指定の文書等	代休日指定簿 超勤代休時間指定簿		
			人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第4条第3項の割振りの変更の文書等	フレックスタイム制の割振り等の変更に係る申告簿・割振り簿		
			人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第9条第1項の明示の文書等	フレックスタイム制適用職員以外の職員の週休日及び勤務時間の割振り等の明示の文書		
			人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第27条第1項の休暇簿	休暇簿	取得の日から3年	
			人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第16条の3第5項又は第17条第2項の申出の文書等	超勤代休時間の指定を希望しない旨の申出の文書 代休日の指定を希望しない旨の申出の文書		
			人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第27条第3項の届出の文書等	出産した場合の届出の文書		
			人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第29条第2項の証明書類	休暇等の事由を確認するための証明書類		
			人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第29条第1項の通知の文書等の写し	休暇等の承認の決定に係る通知の文書の写し	通知した日から3年	
			人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第9条第2項の通知の文書等の写し	フレックスタイム制の割振り等又は週休日の振替等の通知の文書の写し	通知した日から1年	
				社会保険・雇用保険	社会保険・雇用保険に関する文	
	幹部職員の交替に関する事項	所管事項説明	事務引継に関する文書	所管事項説明資料	3年	

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
9	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1から8の項に掲げるものを除く。）	制定又は改廃のための決裁文書（二十の項口）	告示案	10年	廃棄
		(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1から8の項までに掲げるものを除く。）	制定又は改廃のための決裁文書（二十の項口）	訓令案・通達案	10年	
10	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項）	説明資料	10年	移管
		プロジェクトチームの設置	プロジェクトチームの設置に関する文書	設置要項	5年	
11	独立行政法人等に関する事項 （所管法人： （独）国立科学博物館、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）日本芸術文化振興会）	(1)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	立案の検討に関する調査研究文書（二十四の項イ）	状況調査、ヒアリング	10年	移管
			評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項ロ）	開催経緯、諮問、議事概要・議事録、配付資料		
			制定又は変更のための決裁文書（二十四の項ハ）	中期目標案		
			中期計画、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書（二十四の項ニ）	中期計画、年度計画、事業報告書		
		(2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書（二十五の項イ）	報告、検査	5年	
			②違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書（二十五の項ロ）	是正措置の要求、是正措置		
			上記以外の独立行政法人の補助金に関する文書	一般的な照会、事務連絡等	10年	移管
			上記以外の独立行政法人に関する文書	一般的な照会、事務連絡等		
		(3)独立行政法人の業務の実績等に関する評価、業務及び組織の見直し、その他文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する業務	独立行政法人評価	基準案、基準の決定	10年	移管
				年度評価書、見込評価書、期間実績評価書		
				見直し内容		
		(4)その他独立行政法人に関する業務	上記以外の独立行政法人に関する文書	一般的な照会、事務連絡等	5年	廃棄

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
12	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。）（二十六の項ロ） 政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）	評価書、関連会議資料等 政策への反映状況案、通知	10年	移管
13	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項（4）に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	選考案、伝達、受賞者名簿	10年	廃棄 以下について移管 ・栄典制度の創設・改廃に関するもの ・叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・国外の著名な表彰の授与に関するもの
14	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1から13までに掲げるものを除く。） (2)審議会等（1から13までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項） 審議会等文書（二十九の項） 審議会に関する文書	議員への説明、答弁書 諮問、議事概要・議事録、配付資料、答申、提言 委員委嘱依頼、手当支払	10年 10年 5年	廃棄 以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答 以下について移管 審議会その他の合議制の機関（部会、小委員会等を含む。）及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの 廃棄
15	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項） 取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項） 文部科学省行政文書管理規則第23条第3項に定める廃棄に係る記録 標準文書保存期間基準	決裁簿 受付簿 文部科学省行政文書管理規則第23条第3項に基づき廃棄した行政文書ファイル等の記録 標準文書保存期間基準	30年 5年 5年 次回の更新まで	廃棄

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
16	国有財産の管理及び処分の実施に関する事項	国有財産の管理（取得、維持、保存及び運用をいう。）及び処分に関する重要な経緯	国有財産法（昭和23法律第73号）第32条に規定する台帳その他国有財産の管理のため常用する帳簿	国有財産台帳 庁舎管理簿	常用	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
			国有財産の取得、運用及び処分に関する特に重要な文書	国有財産の購入、売払購入形式の建築交換、寄附、交換、収用、埋立、交換、所管換、時価売払、減額売払又は譲与に関する文書 国有財産法第18条第2項の各号及び第3項から第5項までの規定に基づく文書	30年	
			国有財産の取得、維持及び運用に関する重要な文書	国有財産の所属替に関する文書 行政財産の用途廃止に関する文書 普通財産の貸付、管理委託、管理委託財産の使用又は収益、信託又は私権を設定に関する文書 出資に関する文書 特許権等の取得又は管理に関する文書 > 知的財産保有課	10年	
			国有財産法第9条第1項及び国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第6条に規定する事務の分掌に関する文書及び財務大臣への通知文書	委任 通知		
			国有財産法第28条の2第2項、第28条及び第31条の4第3項の規定に基づき、財政制度等審議会又は国有財産地方審議会への諮問に関する文書	信託又は境界の決定に関し、財政制度等審議会又は国有財産地方審議会への諮問、議事その他提出された文書及び答申、建議又は意見に関する文書		
			国有財産法第33条、第35条及び第36条に規定する報告書	増減及び現在額報告書 見込現在額報告書 無償貸付状況報告書		
			国有財産の取得及び運用に関する文書	建物の新築、増築、移築又は改築に関する文書 国有財産の種別替又は用途変更に関する文書 行政財産の使用又は収益の許可、貸付若しくは特許権等の専用実施権の設定等に関する文書 国有財産使用承認書 国有財産受渡証書 普通財産の引継に関する文書	5年	
			立入及び境界確定に関する文書	他者の土地への立ち入りに関する文書 境界確定協議に関する文書 境界の決定及び意義申立てに関する文書		
			国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）に規定する報告書及び計画に関する文書	庁舎等使用現況及び見込報告書 庁舎等使用調整計画の策定に係る調整に関する文書 特定国有財産整備計画要求書		
			国有財産の取得整備、有効活用に係る計画、調整又はその他管理のための報告に関する文書	国有財産取得等予定調書及び省庁別宿舎掲上要求予定調書、その他国有財産の取得整備の調整に関する文書 「報告洩」及び「誤謬訂正」の報告書		

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
			国有財産法第10条その他関係法令に基づく監査等 国有財産の範囲に含まれる物件等の借入に関する文書 国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づく文書 物品の貸付等に関する文書 国有財産の維持、保存及び運用に関する文書 国有財産の維持、保存及び運用の実施に関する文書	監査調査 土地又は建物の借入に関する文書 国有財産使用申請書 借入状況報告書 法第7条及び8条に規定による通知 固定資産税課税標準額証明に関する文書 貸出許可書 不動産登記に関する文書 国有財産の使用効率、監守又は管理運営の計画・実施に関する文書 国有財産の亡失等（滅失き損）報告 庁舎等及び省庁別宿舍の管理に関する文書	3年 1年	
17	広報に関する事項	広報に関する立案・実施及びその結果に関する重要な経緯	文部科学省の広報の実施・報告に関する文書	報道発表資料 ホームページ原稿 大臣会見録 文部科学広報 パンフレット	3年	以下について移管 ・広報資料（文部科学広報、パンフレット等） ・大臣記者会見録
18	国内式典に関する事項	国内式典に関する立案の検討に関する重要な経緯	文部科学省・国内他機関・団体等主催式典・会議等の実施に関する文書 広報の実施に関する文書 即位、御在位周年	祝辞・弔辞・幹部挨拶文書、式典・会議資料、外部機関への後援名義申請・回答・副申 招待状・案内状送付 報道発表資料 通知	3年 1年 3年 10年	廃棄
19	試験に関する立案の検討に関する重要な経緯及びその結果	実施及び結果に関する重要な経緯	実施に関する会議等文書 試験の結果に関する文書	開催経緯、議事概要・議事録、配付資料、報告 合格者（有資格者）名簿 合格証明書の発行	5年 常用 5年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
20	調査に関する事項	調査に関する立案の検討に関する重要な経緯 調査の実施、調査の進捗に関する重要な経緯	立案の検討に関する会議等文書、調査研究及び調査結果報告書 文部科学省等所管の事務に関する調査の実施方針・進捗管理に係る文書 調査における調査票情報及びドキュメント情報	開催経緯、議事概要・議事録、配付資料、報告 実施要項、事務処理基準、調査表・依頼文書、回答文書、業者委託に係る文書 調査における調査票の内容及び調査票情報や集計処理等の仕様を示した内容を記録した電磁的記録	10年 5年 常用	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
21	統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯	統計の企画立案に関する経緯が記録された文書 統計の承認に関する経緯が記録された文書 統計の実施に関する経緯が記録された文書 調査票（記録媒体を問わず実査段階において作成・収集されたもの） 統計の集計結果に関する文書 統計の二次利用のための調査票情報文書 統計の集計結果の正確性の検証のための文書	基本方針 基本計画 要領 承認申請書 実施案、事務処理基準 調査票 調査報告書 調査票情報 集計結果の作成に活用した統計及び行政記録情報	5 年 調査規則で定めている期間又は調査計画に定める期間 20年 永年（常用）	以下について移管 ・ 基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・ 一般統計調査の調査報告書 ・ 所管する制度の運用状況の把握等に関する調査（施行状況調査や実態状況調査等） ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
22	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	仕様書案 協議・調整経緯 交付した適格請求書の写し	契約が終了する日に係る特定日以後 5 年 適格請求書を交付した日又は提供した日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から 2 月を経過した日に係る特定日以後 7 年	廃棄
23	予算及び決算に関する事項	予算 決算	予算編成、概算要求に関する文書 決算に関する文書 会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項口） 会計検査院の検査を受けた結果に関する文書（二十二の項ハ）	予算編成、概算要求・補正予算に関する資料、担当官説明資料、積算根拠、行政事業レビュー等 決算に関する資料 計算書 証拠書類 課税仕入れ等の税額の控除に係る受領した適格請求書 意見又は処置要求	5 年 5 年 課税仕入れ等の税額の控除に係る適格請求書を受領した日又は提供を受けた日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から 5 月を経過した日に係る特定日以後 7 年 5 年	廃棄 以下について移管 ・ 行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書
24	旅費・謝金等に関する事項	旅費・謝金等に関する重要な経緯	旅費・謝金等予算の執行に関する文書 出張に関する文書	旅費・謝金等予算の執行に関する資料、実施原議等 パスポート申請、便宜供与等	5 年 3 年	廃棄 廃棄
25	研修・セミナーに関する事項	研修・セミナーに関する重要な経緯	研修・セミナー等の実施に関する文書	講師委嘱、会議資料、報告書	3 年	廃棄

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
26	証明に関する事項	証明に関する重要な経緯	各種証明に関する文書	就労証明書	1 年	廃棄
27	照会・回答に関する事項	照会・会等に関する重要な経緯	法令等に基づく外部からの照会に対する回答	捜査関係事項照会 弁護士法に基づく照会	1 年	廃棄
			非定期的な照会に関する文書	他省庁等からの照会	1 年	
			定型的・日常的な照会に関する文書	定型的・日常的な照会、事務連絡等	1 年未満	
			委員等の委嘱や就任依頼、講師の派遣依頼等に対する回答	委嘱・派遣依頼に対する回答、理由書	任期満了日の日に係る特定日から 1 年	
			職員の海外出張に関する文書	パスポート申請、便宜供与等	3 年	
28	手続に関する事項	手続に関する重要な経緯	手続に関する文書	協議依頼、申請に対する回答	5 年	廃棄
29	公益法人に関する事項	公益法人に関する重要な経緯	公益法人に関する文書	通知	1 年	廃棄
30	事業に関する事項	事業に関する重要な経緯	事業に関する文書	実施要項、募集通知、採択に関する委員委嘱、採択に関する会議の資料・議事概要、採択結果通知、契約書、変更承認申請・変更承認、事業実施報告書、額の確定通知	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後 5 年	廃棄
31	国立近現代建築資料館に関する事項	収集・保管	建築資料の収集・保管に関する文書	寄贈契約書、寄託契約書	30年	廃棄
		展示・普及	展覧会に関する文書	協約書、借用・協力依頼	5 年	
			建築資料の閲覧や貸付等に関する文書	写真原版使用許可（掲載、複写）	5 年	
				無償貸付、閲覧許可	1 年	
		予算・執行	予算の要求・決算に関する文書	概算要求に関する資料、積算根拠	5 年	
			予算の執行に関する文書	旅費、謝金、調査研究、情報処理、委託事業	5 年	
		管理運営	館内規程に関する文書	収集方針、受入規則、利用規程	10年	
			法令等の規定に基づく報告、届出、認定等に係る文書	消防法等に基づく届出、著作権法施行令に規定する図書館指定	特定日から 5 年	
			庁舎管理に関する文書	庁舎の使用承認申請、合同庁舎維持管理の委託		
			管理運営に関する文書	委員の委嘱、収蔵・展示施設の維持管理、機関連携	3 年	
32	東日本大震災に関する事項	東日本大震災の復興	東日本大震災に関する文書	実施要項、募集通知、採択に関する委員委嘱、採択に関する会議の資料・議事概要、採択結果通知、契約書、変更承認申請・変更承認、事業実施報告書、額の確定通知	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後 5 年	移管
				通知	5 年	
33	新型コロナウイルス感染症に係る事態に関する事項	新型コロナウイルス感染症に係る事態に関する対応	新型コロナウイルス感染症に係る事態に関する文書	実施要項、募集通知、採択に関する委員委嘱、採択に関する会議の資料・議事概要、採択結果通知、契約書、変更承認申請・変更承認、事業実施報告書、額の確定通知	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後 5 年	移管
				通知	5 年	

文化庁企画調整課 保存期間表

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
34	文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書		文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 出版物や公表物を編集した文書 課の所掌業務に関する事実関係の問合せへの応答 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	1年未満	廃棄